

# 4

## 校内支援体制を 整備する

- 1 校内支援体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
- 2 通級による指導開始までのプロセス・・・・・・・・・・ 3
- 3 中学校との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 通級指導担当教員とホームルーム担任,教科担任との連携・・・・・・・・ 6
- 5 通級指導担当教員と保護者との連携・・・・・・・・・・ 7
- 6 校内支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

通級による指導は、直接指導をする通級指導担当教員のみが役割を担うのではなく、組織的な校内支援体制づくりが大切です。校内支援体制の中心となる組織が校内委員会です。通級による指導に関する校内委員会は、管理職や通級指導担当教員、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事、教務主任、学年主任、ホームルーム担任、養護教諭等の他に、卒業後の進路に向けて進路指導主事が加わることが考えられます。

この章では特別支援教育に関わる校内委員会（特別支援教育委員会等の名称で各学校に設置されている）を中心とした校内支援体制について説明します。第2章の例のように、既存の特別支援教育委員会の下部組織として、通級指導委員会等の小委員会を置いている学校もあります。

### (1)校内委員会の役割

- 児童等の障害による学習上又は生活上の困難の状態及び教育的ニーズの把握。
- 教育上特別の支援を必要とする児童等に対する支援内容の検討。  
(個別の教育支援計画等の作成・活用及び合理的配慮の提供を含む。)
- 教育上特別の支援を必要とする児童等の状態や支援内容の評価。
- 障害による困難やそれに対する支援内容に関する判断を、専門家チームに求めるかどうかの検討。
- 特別支援教育に関する校内研修計画の企画・立案。
- 教育上特別の支援を必要とする児童等を早期に発見するための仕組み作り。
- 必要に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童等の具体的な支援内容を検討するためのケース会議を開催。
- その他、特別支援教育の体制整備に必要な役割。

〔発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン〕平成 29 年 文部科学省]より

### (2)校内支援体制例



- 特別支援学校  
センター的機能
- 福祉施設, 医療機関  
支援の方法について助言
- 就労支援機関  
就労に関しての連携・協力
- SSW, SC  
家庭との連携  
支援の方法について助言
- 保護者  
生徒に関して情報共有

### (3)校内委員会の構成例

	校内委員会における主な役割
校長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 校内における特別支援教育の推進</li> <li>○ 通級指導担当教員の指名</li> <li>○ 特別支援教育コーディネーターの指名</li> </ul>
副校長・教頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通級による指導に関わる支援体制の整備</li> <li>○ 外部の関係機関との連絡調整</li> </ul>
通級指導担当教員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通級による指導における指導内容の検討・実施・評価</li> <li>○ 生徒への支援について、情報を提供</li> <li>○ 個別の教育支援計画, 個別の指導計画の作成</li> <li>○ 特別支援教育コーディネーターとの連携</li> </ul>
特別支援教育コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校内の関係者との連絡調整</li> <li>○ 生徒の実態把握と情報収集</li> <li>○ 通級による指導に関わる校内研修の企画</li> <li>○ 校内支援委員会, ケース会議等の開催</li> <li>○ 保護者との連携の窓口</li> <li>○ 外部の関係機関との連絡調整</li> <li>○ 個別の教育支援計画, 個別の指導計画の作成</li> </ul>
教務主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別の教育課程の編成</li> <li>○ 研修会, 面談等の日程調整</li> </ul>
進路指導主事	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 進路先との引継ぎ</li> <li>○ 進路先について, 生徒や保護者に情報提供</li> <li>○ 在学中に身に付ける力について, 教員に情報提供</li> </ul>
生徒指導主事	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不適応行動の背景に発達障害等が関係していないか把握</li> <li>○ 生徒や保護者の相談</li> </ul>
学年主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教科担任, ホームルーム担任からの情報収集, 情報提供</li> <li>○ 中学校との引継ぎ</li> <li>○ 保護者との面談に参加し, 情報提供</li> </ul>
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生徒の心身の健康状態を把握</li> <li>○ ホームルーム担任や学年主任と情報を共有</li> <li>○ 生徒や保護者の相談, 保健室での支援</li> </ul>

4 校内支援体制を  
整備する

2 通級による指導開始までのプロセス

生徒や保護者と合意形成を図ったり、校内委員会で指導内容を検討したりする等、通級による指導を開始する際には複数の教員が関わることになります。

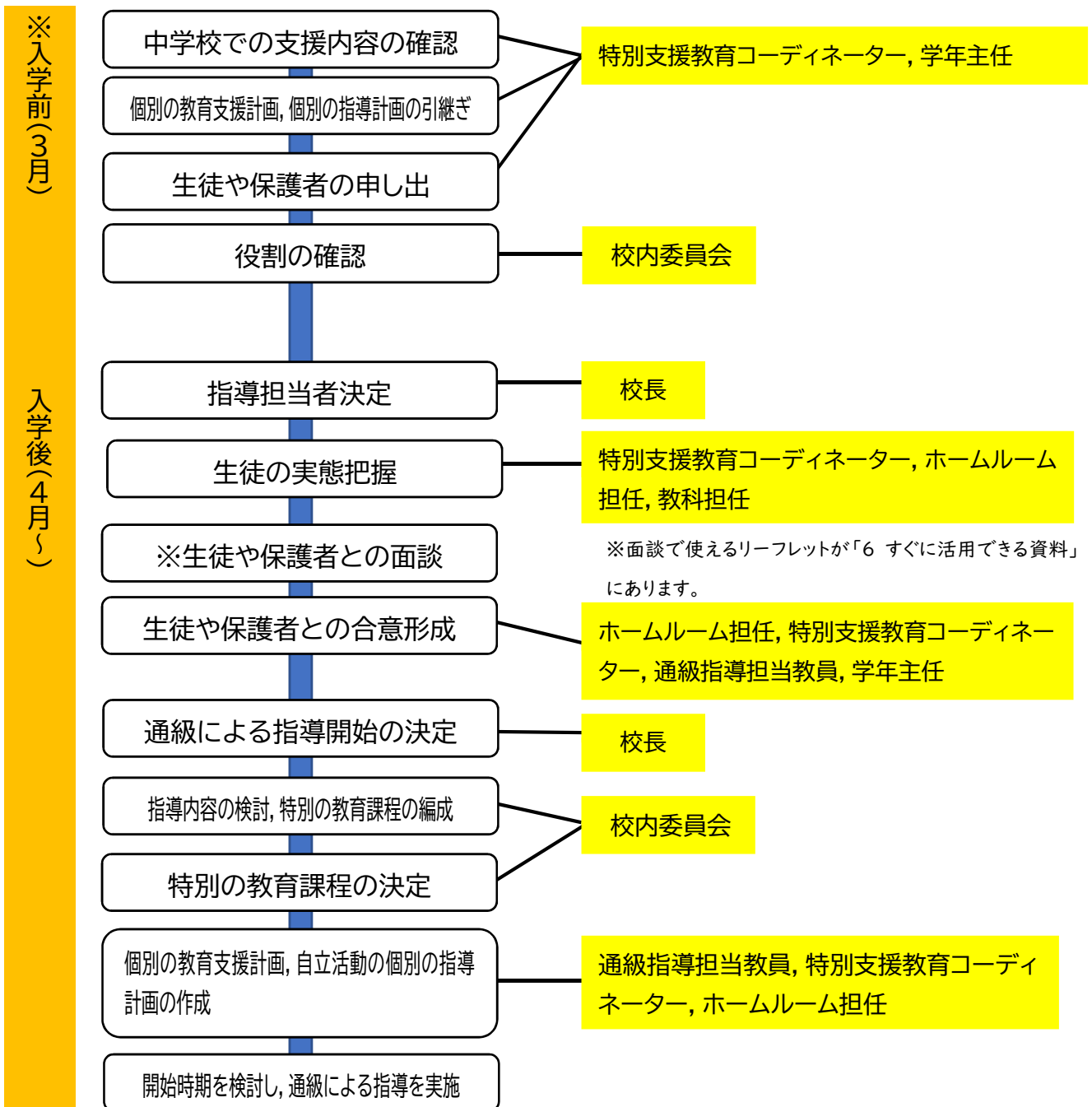
どの段階で、誰がどのような役割を担うかを明確にすることで、より組織的な指導や支援につなげることができます。

通級による指導を開始するに当たってのプロセスを示しましたので、一つの例として参考にしてください。

※入学前に中学校訪問などの機会を利用して支援が必要な生徒の情報が得られた場合を想定して作成しています。実際には入学後からスタートする場合があります。

(1) 中学校で支援を受けてきた生徒の例

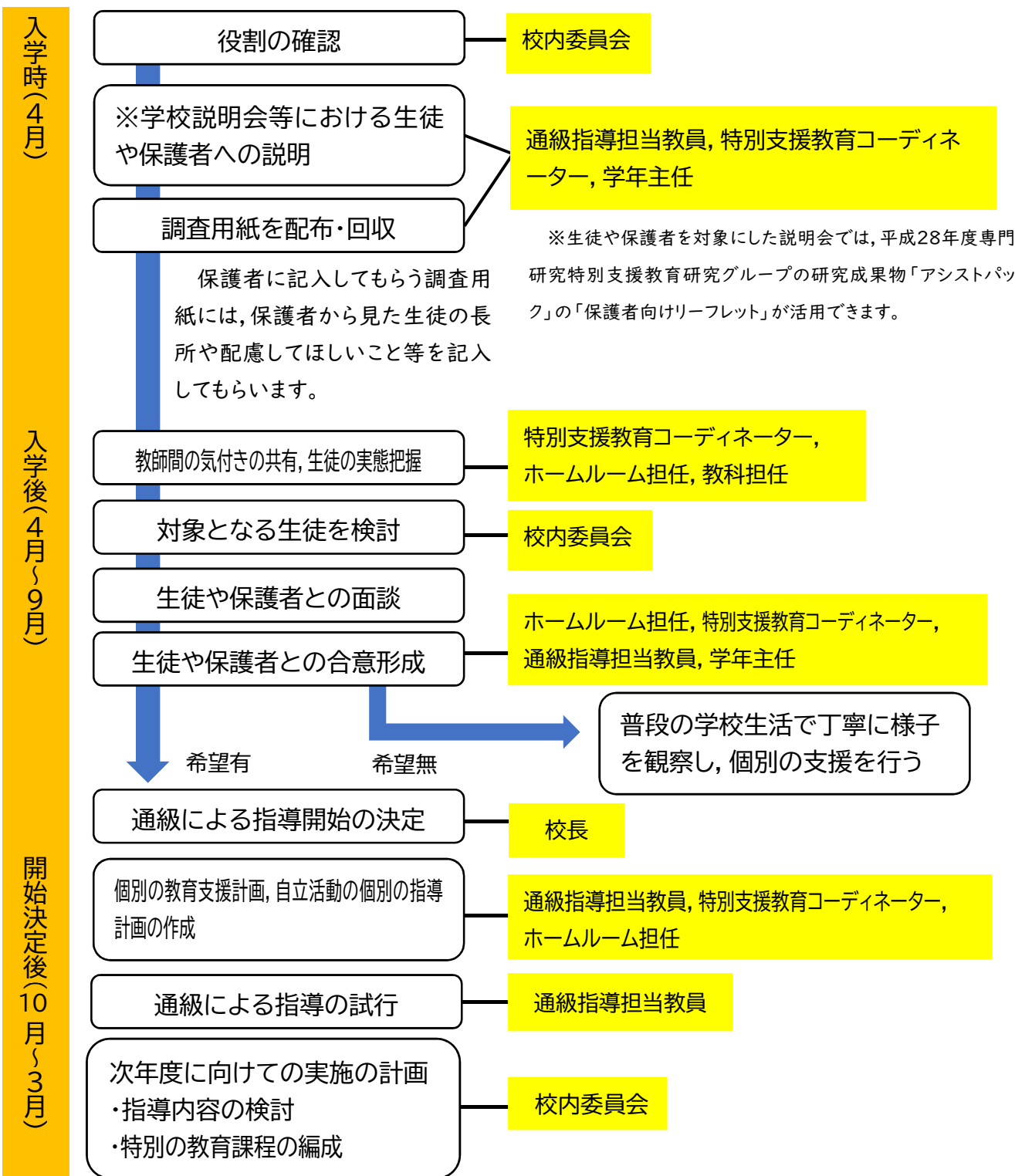
校内支援体制を整備する



(2)高等学校で通級による指導を開始する生徒の例(試行を行って翌年に指導を開始する場合)

高等学校で初めて通級による指導を開始する場合、校内委員会で対象生徒の検討を行います。支援の希望があった生徒や、実態把握を行い支援が必要とされた生徒が対象になります。まず、通常の学級の中で適切な指導と配慮を行い、それだけでは十分ではない場合に通級による指導を実施するという事を教員間で共通理解しておくことが大切です。

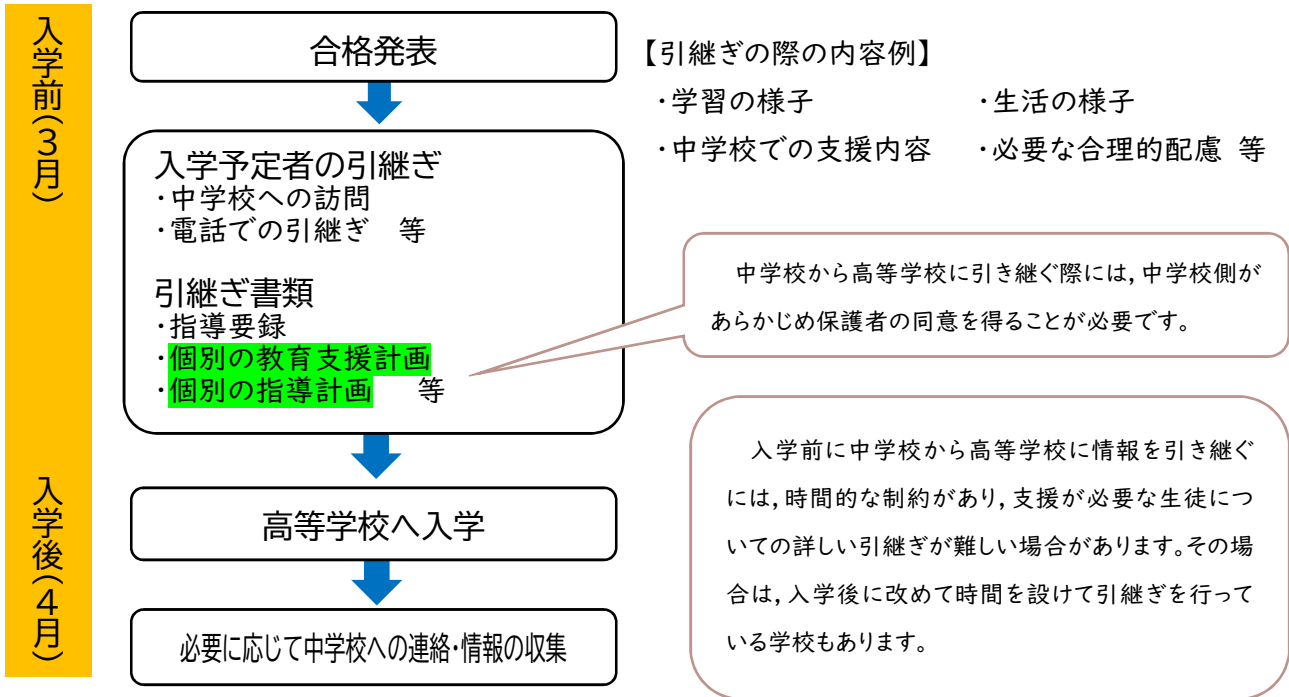
検討後、生徒や保護者との合意形成を行い、通級による指導を開始します。



校内支援体制を整備する

支援を必要とする生徒について、出身中学校と情報交換を行うことによって、通常の学級での適切な支援や、生徒の実態把握につなげます。中学校から個別の教育支援計画や個別の指導計画を引き継いだ場合には、生徒の状況やこれまで行われてきた支援、指導の成果や課題等が把握できるほか、高等学校で行う通級による指導の具体的な指導内容や支援方法を検討する際の材料の一つになります。

引継ぎの例



全国の連携例

- 中学校及び高等学校の関係者による中高連携会議を開催し、学校間での共通理解や情報交換を行った。
- 中高引継ぎシートを作成し、進学時の引継ぎにおいて活用を図った。
- 保護者の希望により、高等学校入学後、中学校、高等学校それぞれの特別支援教育コーディネーターと担任、保護者で引継ぎを行った。

〔「発達障害の可能性のある児童生徒に対する連携支援事業(系統性のある支援研究事業)実践事例集」平成30年文部科学省〕より作成

宮城県の連携例

- 高等学校から中学校を訪問し、口頭で引継ぎを行った。
- 学校独自に引継ぎシートを作成し、引継ぎを行った。
- 仙台市内の中学校出身の生徒は「中高連携サポートシート」を活用して引継ぎを行った。
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画の引継ぎを行った。

〔高等学校における特別支援教育に関するアンケート〕より作成

4 校内支援体制を整備する

4 通級指導担当教員とホームルーム担任、教科担任との連携

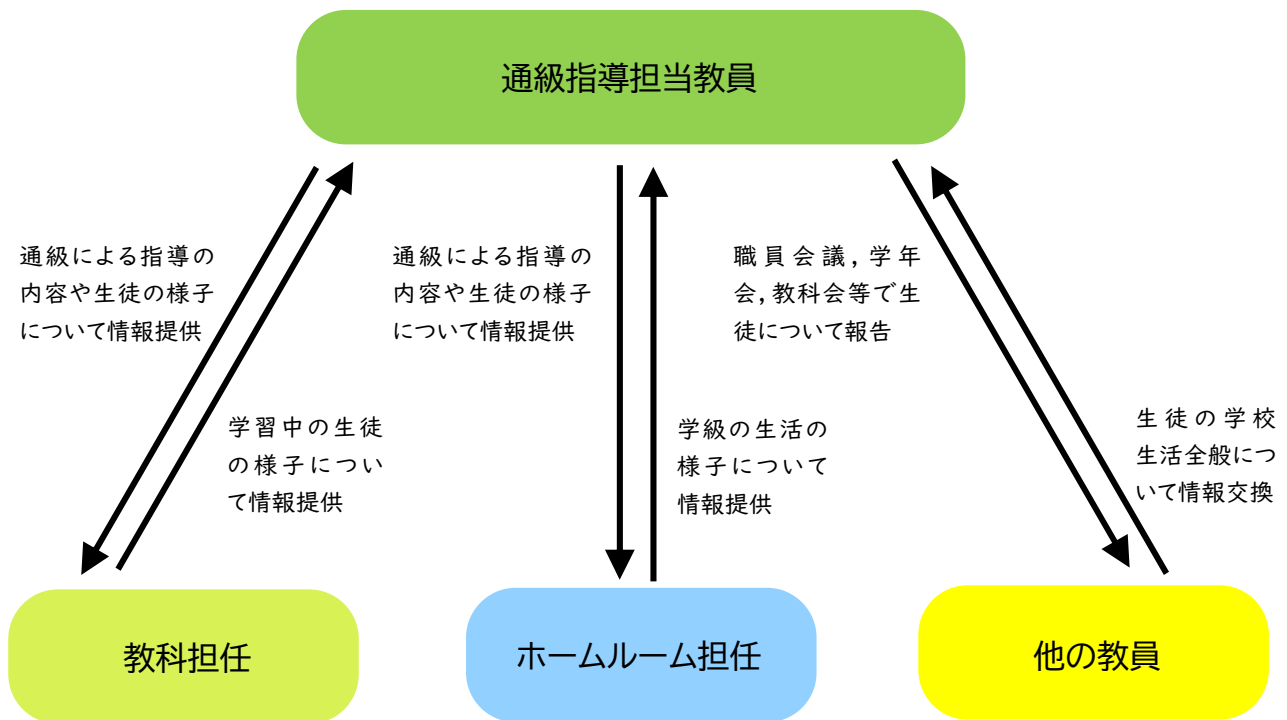
通級による指導と通常の学級における指導が共に効果的に行われるために、日頃から連携を図っていくことが大切です。

ホームルーム担任や教科担任に通級による指導の内容を伝えたり、通常の学級の様子を聞いたりする等、情報交換を行っていきます。

他の先生方との情報を共有する際には、「指導の記録シート」を活用することも有効です。

巡回指導や他校通級で、担任等との話合いの時間の確保が難しい場合、連絡の手段としても活用できます。

➡ 指導の記録シート 6「すぐに活用できる資料」



教科担任、ホームルーム担任との連携の工夫例

- 「指導の記録シート」に指導内容を記入し回覧する。
- 生徒が学習したプリント等をファイリングし、各教科担任に見てもらう。
- 通級指導担当教員が在籍学級を訪問して授業参観を行う。(事前に生徒の同意が必要)
- 各教科担任やホームルーム担任との連絡会を定期的を開催し、通級による指導の内容や通常の学級での取組について情報交換を行う。
- 各教科担任やホームルーム担任に通級による指導の指導場面を参観してもらう。



「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」(H29.3 文部科学省)には、以下のように示されています。

〈第5部 保護者用〉

子供の教育で不安なことや子供が困っていることがあれば、学校と相談し、子供の教育のために学校と協力して取り組む(協働する)ことで、子供の困っていることや不安を軽減することにつながります。

通級による指導においても、保護者との継続した連携が大切です。通級指導担当教員が日頃から通級による指導の内容や経過等を保護者に伝え情報を共有していくこと、定期的に面談を行い、生徒の変容や今後の目標を伝えること等が考えられます。

保護者との連携の方法(例)

面談、  
教育相談時

- 「保護者用リーフレット」を使って、通級による指導について説明する。



保護者用リーフレット 6「すぐに活用できる資料」

- 生徒についての聞き取りを行う。  
(通級指導担当教員, 特別支援教育コーディネーター, 学年主任, ホームルーム担任)

【共通理解を図る内容例】

- ・保護者の願い
- ・生育歴
- ・相談歴
- ・診断名
- ・得意なこと, 苦手なこと
- ・必要な合理的配慮 等

通級による  
指導実施時

- 「保護者連絡シート」を使って、通級による指導の内容や生徒の変容を伝える。



保護者連絡シート 6「すぐに活用できる資料」

- 面談等を利用して、保護者と情報の交換や共有を行う。

【面談の際の内容例】

- ・生徒の変容について
- ・今後の指導内容について
- ・協力をお願いする点について

通級による  
指導終了時

- 面談等で終了の目安や生徒の状況を保護者に伝え、保護者との合意形成の上で指導を終了する。
- 終了後の通常の学級における支援の内容について知らせる。

【面談の際の内容例】

- ・生徒の学校や家庭で見られる様子の変化について
- ・通級による指導終了後の支援体制について



ここでは、通級による指導の導入に向けて校内支援体制をどのように整備しているのかについて、本県の高等学校で実際に行われている事例を紹介します。

### (1) 通級による指導に関わる委員会を組織した例

通級による指導を導入している高等学校では、通級指導担当教員以外にも生徒に関わる教職員がそれぞれの立場から生徒を支援することで連携を図り、通級指導教室を運営しています。本県の A 校が通級による指導の導入の準備段階から校内支援体制をどのように整備していったのかを一例として紹介します。



通級指導担当教員

本県の A 校では、「通級指導準備委員会」を立ち上げ、通級による指導の導入に向けての準備を行っていました。そのメンバーと役割を図1に示しました。教務主任がメンバーに入ることによって特別の教育課程や評価規定等の見直しの作業をスムーズに進めることができました。

図1 A校における通級指導準備委員会のメンバーと主な取組

【構成メンバー】

・特別支援教育コーディネーター ・1学年主任 ・教務主任

【主な取組】

- ・自立活動の科目名の考案
- ・自立活動を受講する生徒の決定までの手順の取決め
- ・特別の教育課程の編成
- ・教職員対象の校内研修会や生徒対象の講話等の実施計画の立案
- ・授業のユニバーサルデザイン化の導入計画の立案

[A高等学校「通級による指導」実践報告]より

通級による指導を導入してからは「通級指導小委員会」を設置し、通級による指導に関わる協議や情報交換の場として活用していました。この委員会のメンバーと役割を図2に示しました。特別支援教育委員会の下部組織として編成し、機動性を重視するため、人数を最小限に抑えていました。進路指導主事をメンバーにし、大学等の受験における配慮や障害者雇用などを希望する生徒への対応を取りやすくすることができま

図2 A校における通級指導小委員会のメンバーと主な取組

【構成メンバー】

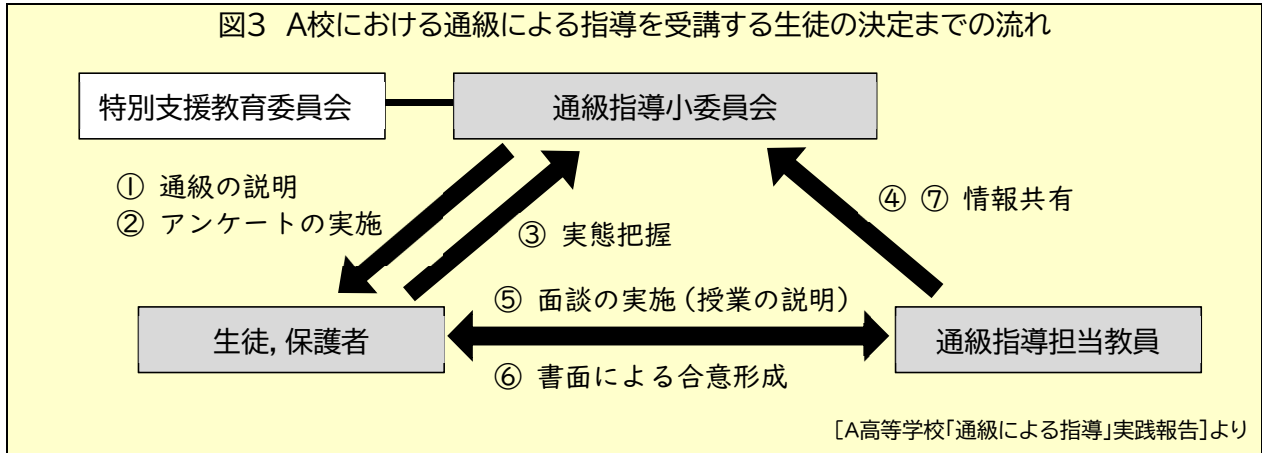
・特別支援教育コーディネーター ・学年主任 ・教務主任 ・進路指導主事 ・通級指導担当教員

【主な取組】

- ・通級による指導に関する生徒、保護者への説明および、アンケートによる実態調査の実施
- ・自立活動を受講する生徒の決定までの情報共有
- ・特別の教育課程の編成についての助言
- ・教職員対象の校内研修会や生徒対象の講話等の実施計画の立案
- ・授業のユニバーサルデザイン化に関する提案と教職員への助言
- ・通級による指導を受講する生徒の進路に関する情報共有
- ・「A高等学校『通級による指導』実施要綱」や各種書類の様式の作成及び必要な改正に関する提案

[A高等学校「通級による指導」実践報告]より

また、通級指導小委員会は図3に示す手順で通級による指導を受ける生徒を決定していました。実態把握の段階では生徒や保護者にアンケートを実施し、人間関係の形成やコミュニケーションに対する生徒や保護者が抱える困り感を把握していました。実態把握の結果を通級指導小委員会で共有し、困り感を抱えている生徒一人一人について通級による指導の必要性を検討し、候補者として選定していました。その後、生徒や保護者と面談を実施し、生徒や保護者の困り感の聞き取りや通級による指導の説明を丁寧に行い、合意形成を図っていました。その際、通級による指導の効果を考慮し、生徒本人が通級による指導の必要性を感じ、希望していることを大切にしています。



## (2) 支援を必要とする生徒に対して3つの活動を通して支援を行っている例

支援を必要とする生徒が多く在籍している学校では、先生方が支援の必要性を実感し、通級による指導の対象生徒だけではなく、支援を必要とするすべての生徒に対して様々な取組を工夫しています。その工夫と通級による指導との関係について本県のB校が行っている取組を一例として紹介します。



本県のB校では、支援を必要とする生徒に対して3つの取組を行っています。1つ目は、生徒が誰でも自由に参加できる学校カフェです。放課後、不定期に学校図書館をカフェとして開放し、教師や生徒が一緒に好きな飲み物を飲んだりゲームをしたりしながら、生徒の居場所づくりを行っています。その中で生徒は自然にコミュニケーションスキルやマナーを身に付けていくとともに、対人関係やコミュニケーションに課題があることに気がきます。2つ目の「SST(ソーシャルスキルトレーニング)ゼミ」は、対人関係やコミュニケーションに課題のある生徒に教師が声を掛け、週1回放課後にグループでソーシャルスキルトレーニングに取り組んでいます。「SSTゼミ」を実施し、更に個別での支援を必要とする生徒に対して通級による指導として「〇〇スタディサポート」を実施しています。「〇〇スタディサポート」では、生徒の個別の課題に対応した指導を進路と関連付けながら行っていました。これらの活動を通して生徒が自分自身の課題に気付くことができます。

